



令和5年8月23日

区民税納付書等の誤送付による個人情報の漏えいについて

【概要】

葛飾区収納対策課職員が、区民税等の滞納者あてに郵送すべき納付書等の書類1名分を、誤って別の区民に郵送した。

【経緯】

2023年7月25日

- ・収納対策課職員が、区民税等を滞納している区民Aについての、納付書・分納誓約書兼確約書・送付文を印刷し、マニュアルに従い当該職員を含め3名で送付物の確認を行った。
- ・送付物の確認後、当該職員が送付文の記載内容に誤りがあることを発見し、送付文を修正した（このとき、誤って別の区民（区民B）の住所・氏名を送付文に記載した）。
- ・送付文修正後、別の職員による確認はせず、納付書・分納誓約書兼確約書・送付文を封入し、発送した。

2023年8月22日

- ・区民Bから収納対策課あてに、別人の書類が届いていたと連絡があった。7月に届いていたが、封筒から出した後、放置しており、このとき初めて別人あての書類であることに気が付いたとのこと。

2023年8月23日

- ・誤送付した納付書等の本来の受取人である区民Aに謝罪と説明をすべく連絡を入れた。仕事のため、夕方以降、改めて連絡を入れる予定。

【漏えいした個人情報】

住所、氏名、特別区民税・都民税・国民健康保険料の滞納額、分割納付額、分割納付期間

【再発防止に向けて】

- ・送付文に定型的なフォーマットを使用するなど、方法や手順の見直しを行う。
- ・見直し後、職員に対して新たな方法・手順の遵守を指導する。

(問い合わせ)
総務部収納対策課